

物効法に基づく「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」  
の改正について

1. 物効法について

(1) 人口減少により労働力不足が顕在化しつつあり、物流ネットワーク全体の生産性の向上と省力化が求められている中、本年5月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）」（以下「物効法」という。）（注）の改正法案が成立し、本年10月1日に施行予定となっている。

※注：同法は、国土交通省、農林水産省、経済産業省の共管で、中小企業庁は、中小企業者が他の事業者と連携して実施する事業認定について担当している。

(2) 改正前の物効法の支援対象事業は、大規模で高機能な倉庫を設置することを必須としていたが、今回の改正により二以上の者が連携して取り組むことを前提にして様々な物流ネットワークの省力化・効率化事業が対象とされた。具体的な拡大された支援対象事業の例は以下のとおりである。

- ①二以上の者が連携して協同で貨物列車による輸送を行う事業
- ②他社と連携して混載などによって配送する地域内配送の共同化事業
- ③総合物流保管施設にトラック営業所を併設することによって待機時間のないトラック運送システムの構築事業 等

(3) 今回の法改正に基づき、「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）についても改正することとしており、基本方針の改正については中小企業政策審議会の意見を聴くものと法律上規定されていることから、今回、経営支援分科会委員各位に御審議いただくものである。

2. 基本方針の改正内容

改正法に基づく、主な基本方針の改正部分は以下のとおり。

(1) 基本方針第一1（1）流通業務に必要な労働力の不足において、人口減少により労働力不足が顕在化しつつあるため、物流ネットワーク全体の生産性の向上と省力化の取組の必要性を明文化。

- (2) 基本方針第一 2 流通業務の総合化及び効率化の目標及び第二 1 (3) 流通業務の効率化において、上記 1. (2) の内容のとおり、支援対象事業が拡充されたことを踏まえて、[1] 輸送網の集約、[2] モーダルシフト、[3] 輸配送の共同化、を支援対象（認定対象）の例としてより明確に明文化。
- (3) 基本方針第五において、中小企業者が本事業を実施する場合の①基本的な考え方と②事業実施の計画性について、以下のとおり全面的に修正して記載。＜審議事項＞

<概要>

①基本的な考え方

中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業については、各事業参加者にその効果が及ぶようにすることが必要である。また、事業参加者複数者が共同利用する施設及び設備は、公平かつ有効に利用できるよう配慮するものとする。

②事業実施の計画性

事業の実施に当たっては、中小企業者の状況を把握し、長期的に今後のあり方を展望した上で、適切な運営方針及び運営計画を作成するよう努めるものとする。また、各中小企業者の状況を勘案し、全体の効率性に配慮しながら重点的に取り組む流通業務に段階を設けることも重要である。

3. 今後のスケジュール

平成 28 年 10 月 1 日から改正法に基づく認定支援を開始する予定